

— 当院の施設基準について —

2024年6月から電子カルテの普及やマイナ保険証等を利用したオンライン資格確認等の医療DX化の推進を目的に診療報酬改定が行われました。それにより医療およびそれに伴う保険の請求が変わります。わかりやすいように当院の施設基準等を掲示し、この制度により、新たに変更あるいは追加される加算を以下に記載します。**保険医療機関では同じように変更になります。** 何卒ご理解の上、ご協力よろしくお願い致します。

○明細書発行体制等加算

当院では医療の透明化や患者さまへの情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書発行の際に、『個別の診療報酬の算定項目が分かる明細書』を無料で発行致します。



○機能強化加算

当院はこの地域において包括的な診療を担います。

○医療情報取得加算

当院は質の高い診療を実施するため、オンライン資格確認等のデータから十分な情報を取得し、それを活用して診療を行っています。



○医療DX推進体制整備加算

医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するための十分な情報を取得し、それを活用して診療を行っています。



○地域包括診療加算

1. 相談支援専門員からの相談に適切に対応しており、
2. 患者の状態に応じ、28日分の長期の定期薬の処方箋を交付します。



○時間外対応加算

かかりつけ患者さまに限り、緊急時の対応体制を整えており、以下に連絡先を記載します。

連絡先 092-524-7663

(院内に待機していない場合、30秒後に医師の携帯電話に転送されます)

※通じない場合、他の患者様の対応、処置等を行っている場合もございますのでしばらくしておかけ直してください。



○生活習慣病管理料1および2

1. 高血圧、糖尿病、脂質異常症を有する方には食事運動指導を始めとする生活習慣の指導を行います。2. 内服薬により状態が安定した後の定期薬については28 日の長期の処方箋を交付します。



マイナ保険証は 毎回ご持参ください。



1. 健康保険証で受診した場合と比べて・・・ 初診時等の窓口負担が低くなります。

令和6年6月よりマイナ保険証のご利用で点数（窓口負担額）が変わります。

- 従来型の保険証をご利用の場合…初診時3点、再診時2点（3ヶ月に1回）
- マイナ保険証をご利用の場合…初診時1点、再診時1点（3ヶ月に1回）

※令和6年12月2日より現行の保険証は発行されなくなります。 お早目の切り替えをお願いします。

2. 薬剤情報等の提供に同意をすると・・・ データに基づく適切な医療が受けられます

*災害時でもオンライン資格確認により、薬剤情報等の閲覧が可能です。

3. 限度額適用認定証等がなくても・・・ 手続きなしで高額療養費の限度額を超える支払いを免除できます。

当院は診療情報（薬剤情報・特定健診情報・その他必要な情報）を取得・活用することで、質の高い医療の提供に努めています。

ご不明な点がございましたら受付スタッフまでお問い合わせください。

近藤整形クリニック